実施方針の作成に当たっては、効率性・利便性等の観点から、その地域にあるべき地域旅客運送サービスの姿について、地域の関係者と十分に協議することが重要である。その際、公共交通事業者間や地方公共団体間の共同化・協業化や、学校、医療施設、福祉施設、商業施設、宿泊施設等の利用者向け送迎サービス等も含めた地域の輸送資源のフル活用に積極的に取り組むとともに、現行の地域旅客運送サービスを必ずしもそのままの形態で維持するのではなく、自家用有償旅客運送や乗合タクシー、デマンド交通への転換といったダウンサイジングも含め、地域の実情に応じた最適な運送形態やサービス水準を検討し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図ることが重要である。

施設利用者用運送サービス提供者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めるものとする。なお、施設利用者用運送サービス提供者をはじめとする地域の関係者の協力を得て地域旅客運送サービスを提供する場合であっても、一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に係る道路運送法の安全規制がそれぞれ適用されるほか、事故が発生した際には、利用者との関係では、道路運送法等に基づき、運送主体が一義的な責任を負うことに留意する必要がある。

自動車地域旅客運送サービス再構築事業の実施に当たって、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）等の労働関係法令の適用がある場合には、これを遵守することが前提となる。

なお、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の策定に向けた協議においては、２３⑶で述べたとおり、独占禁止法に抵触しないよう留意する必要がある。

⑼　海上運送利便確保事業に関する留意事項

海上運送利便確保事業については、一般旅客定期航路事業に係る航路のうち、旅客船検査時の運休や減便により地域住民の日常生活や社会生活への影響が生ずるおそれがあるものにおいて、地方公共団体が主体となって、当該航路を営む者に代わって人を運送する代替運航、当該航路を営む者から委託を受けて人を運送する代替運航又は当該航路を営む者への船舶の貸渡し（以下「代替運航等」という。）を行う者を選定し、当該代替運航等を実施させるものである。

代替運航等に係る船舶は、旅客船のみならず、旅客船以外の船舶であって旅客定員を有しているものも活用可能であるが、代替運航等の形態は定期運航であることを要することに留意する必要がある。

また、法が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資することを目的としていることに鑑み、貨物船による代替運航等は対象とならないほか、海上運送利便確保事業が、民間事業者が自ら旅客船検査時における代替運航等を確保できない場合について、地方公共団体が主導して当該航路の利便の確保を図るものであることに鑑み、複数の事業者が運送を行っている航路は基本的に活用が想定されないことに留意する必要がある。

（新設）